

一般財団法人港区国際交流協会 ホームページ広告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人港区国際交流協会（以下「協会」という。）の公開・管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）への画像を伴う広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協会ホームページ 協会が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 ホームページ内の Web ページに表示される広告画像で、広告主の指定する Web ページにリンクするものをいう。

(広告の内容)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 協会の広報媒体に掲載することにより、その公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する営業又はこれらに類する営業に関するもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (6) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (7) 投機的 content 又は射幸心を著しくあおる content であるもの
- (8) 法令の規定による広告規制に違反するもの
- (9) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切な表示していないもの
- (10) 協会の広告事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、協会が広告として適当でないと認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 75 ピクセル 横 210 ピクセル
- (2) 情報量 4 キロバイト以内
- (3) 情報形式 GIF（アニメ可）、JPEG、PNG

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第5条 広告を掲載する Web ページ、広告の位置及び枠数は、事務局がこれを指定する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1 か月単位とする。

- 2 広告掲載の開始日及び終了日は、別に理事長が定める。
- 3 理事長は、広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）が望むときは、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

（広告掲載希望者の募集）

第7条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

- 2 前項の公募は、原則として協会ホームページにより行うものとする。
- 3 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- 4 理事長は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

（広告掲載料）

第8条 広告の掲載料は、1枠1か月につき5,000円とする。

（広告掲載の申込み）

第9条 協会ホームページへの広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、FAX又は電子メールで、指定する期間内に理事長に申し込むこととする。

（広告掲載の決定）

第10条 理事長は、第3条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について広告掲載希望者に通知する。

（広告原稿の作成及び提出）

第11条 広告主は、広告原稿（画像データ）を理事長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

（広告内容、デザイン等の審査及び協議）

第12条 広告の内容及びデザイン等については、協会及び協会ホームページの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と協会が必ず協議することとする。

（広告内容等の変更要求）

第13条 理事長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWebページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（広告掲載の取消し）

第14条 理事長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

- (3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) 広告主、バナー広告の内容又はリンク先 Web ページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他、協会ホームページへの広告掲載が適切でないと理事長が判断したとき。

(リンク先の変更)

第 15 条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の 1 週間前まで協会に連絡するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第 16 条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により理事長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 17 条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済の広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済額のうち掲載決定期間の残りの月数に応じた額とする。ただし、月の途中で掲載されなくなった場合の当該月については、暦日数による日割計算により円未満を切り捨てた額を返還するものとする。

3 前 2 項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第 18 条 広告掲載期間内に協会の都合で協会ホームページを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責めに帰さない理由により、協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告主の責務)

第 19 条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第 20 条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、協会の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この要綱に定めのない事項は、別途、理事長が定めるものとする。

2 前項において理事長が必要と認めるときは、広告主との協議により定めることができる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。